

もうすぐ申告が始まります。 必ず期間内に申告しましょう。

令和2年度町県民税・ 国民健康保険税の申告



☎ 税務課 課税係／徴収係 ☎ 282-1114 / 282-1115
【所得税の申告に関する問い合わせ】熊本東税務署 ☎ 369-5566

期 日：2月14日(金)～3月16日(月) ※行政区指定有
会 場：役場庁舎横 第二分庁舎
受付時間：午前の部 8時30分～11時 (申告開始時間9時～)
午後の部 8時30分～15時 (申告開始時間13時～)

※税務課窓口では申告受付は行いません。申告会場の開場は、8時15分です。

令和2年度町県民税と国民健康保険税の申告相談を行います。行政区ごとに日程を設けています。指定日優先で申告相談を受け付けます。

申告は、町県民税や国民健康保険税などの基礎になる大切なものです。今年は、平成31年1月から令和元年12月までの収入などを申告してください。

必ず申告しましょう。

申告をしないと次のことが受けられない場合があります。

- ▼児童手当および児童扶養手当の受給
- ▼所得証明書などの交付
- ▼保育園や町営住宅の手続き
- ▼国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料の減額—など様々な行政手続きに影響します。

事前準備が必要です。

毎年、申告会場は大変混雑します。混雑を解消するため、営業や農業、不動産などの収入の収支内訳書は必ず申告受付前までに作成してください。作成されていない場合は、申告相談が出来ません。

申告に必要なもの

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①印鑑 ②本人の通帳 ③マイナンバーカードおよび本人確認書類（免許証・保険証など） ④源泉徴収票・支払証明書など ●営業、農業・山林や不動産などの収入がある場合 ・収支内訳書 ●社会保険料、生命保険料や地震保険料の控除を受ける場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・領収書・支払証明書 ●障害者控除を受ける場合 ・障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書 ※認定書は介護保険係で発行（詳細は10㉮） ●医療費控除を受ける場合 ・支払った医療費の領収書、明細書 ●寄付金控除を受ける場合 ・寄付金団体発行の証明書や領収書 | <ul style="list-style-type: none"> ●雑損控除（町県民税）の繰越損失を受ける場合 ・昨年分（平成28・29・30年分）の申告書の控え一式 ・昨年（平成28・29・30年分）作成した雑損控除計算書 <p>※他の控除で毎年非課税になる人は雑損控除の申告は必要ありません。
※毎年、申告により所得税が課税または還付になる人で雑損控除を申告する人は税務署主催の申告をお願いします。</p> |
|---|--|--|

※毎年、申告情報・日程表は1月の文書配送で全戸配布しておりましたが、今回は回覧で周知させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いします。

町県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日に御船町内に住民票があり、次に該当する人は申告が必要です。

- ▼営業、農業、不動産などの事業所得があった人
 - ▼給与所得以外の所得があった人
 - ▼日雇い、賃金などの収入があった人
 - ▼年途中で仕事を退職し、再就職していない人など年末調整が済んでいない人
 - ▼収入が無かった人
 - ▼町外居住者の扶養親族になっている人
 - ▼遺族年金・障害年金など非課税年金を受給している人
 - ▼公的年金受給者で社会保険料などの控除の追加や年金以外に収入があった人
 - ▼収入が給与のみで事業主から「給与支払証明書」が御船町に提出されていない人（会社にご確認ください）
- ※内容により税務署主催の会場での申告をお願いする場合があります。

町県民税の申告が必要ない人

▼郵送および電子データ等により税務署に確定申告をする人

▼収入が給与のみで事業主から「給与支払報告書」が御船町に提出されている人（会社にご確認ください）

▼収入が公的年金のみの人で所得控除の追加がない人

町申告会場できない申告

- 次の確定申告は、税務署主催の申告会場（熊本城ホール・10ページ掲載）で申告をお願いします。
- 住宅借入金等特別控除の申告（初めて申告する人）
- 譲渡の申告（土地・建物・株式等の売却）
- 損益通算、繰越損失などの申告
- 死亡した人の申告（準確定申告）
- 申告で雑損控除を受ける人
- 申告書の控えに受付印が必要な人
- 過年度分の申告

税理士による申告相談

申告相談期間

令和2年2月17日(月)～
3月6日(金)

町申告会場で、税理士による申告相談を受け付けます。

税理士による申告相談のみ指定行政区に限らず受け付けます。確定申告書の作成で質問のある人は、なるべくこの期間に来庁してください。

申告日程

申告日	行政区
14日(金)	藤木・滝園・向山・釜出・木の末松の生・小川野・椎の尾・吹野
17日(月)	上高野・甘木・東上野下・下梅木
18日(火)	牧の原・玉来・下山・中野・間所・木戸屋浅の敷・南田代第1区・八勢・東上野中
19日(水)	餅畑・日向・古閑迫・古閑原茶屋の本・南田代第2区・東上野上
20日(木)	上梅木・浄光寺・片志和・小路落合・北木倉・足水
21日(金)	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
25日(火)	田迎・下鶴・水越中央区・五ヶ瀬馬立・有水・大内
26日(水)	下辺田見・高山
27日(木)	小坂
28日(金)	西木倉

申告日	行政区
2日(月)	西往還・南木倉・宗心原・河内
3日(火)	牛ヶ瀬2区・今城
4日(水)	横野・玉虫・竹の迫・川内田
5日(木)	秋只・万ヶ瀬・増見鶴
6日(金)	陣
9日(月)	下高野
10日(火)	瓜山・上迎町・下迎町・旭町桜町・中辺田見
11日(水)	5丁目・6丁目・牛ヶ瀬1区
12日(木)	上辺田見・荒瀬
13日(金)	南田代第3区・南田代第4区・水源上田代
16日(月)	予備日

税理士による申告相談期間

3月

税理士による申告相談期間

2月